

災害対策基本法の一部を改正する法律案

[議事録 3/5]

国と地方の連携、相互応援の在り方

・円滑な相互応援体制の在り方[第49条の2]

・自治体間の相互応援協定の現状把握の有無、受援計画・体制の現状把握

○吉川沙織君

改正法第49条の2で、「相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」が新設されています。



相互応援に関する協定に関しては、例えば隣接する地方公共団体でこれを行った場合、三連動地震があったら同時被災する可能性がありますので、そういったことについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(中川正春君)

隣接間の協定というのはかなり今できてきているんですが、改めて広域協定を結んでいくということについて徹底をしていきたいというふうに思っております。既に遠方の自治体同士での応援協定締結について通知という形で出しているんですけども、内容を見ているとまだ十分ではないと私も判断していますので、その辺を促していくたいというふうに思います。



○吉川沙織君

昨年、3年10か月ぶりに修正をされた防災基本計画の中でも、「相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方

公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。」という、これが修正で新設されていますので、是非、今御答弁いただいた内容と併せて、そういう取組も進めていただければと思います。

東日本大震災以降、自治体間の相互応援協定というのは増えていると思うんですが、この実態、消防庁把握されていますか。

### ○政府参考人(大庭誠司君)

消防庁では、毎年4月1日現在で自治体間の広域相互応援協定の締結状況について調査をしております。

24年4月1日は出ていないんですけども、東日本大震災直後の23年の4月1日現在ですと、全国の1,747市区町村のうち1,592、91.1%で応援協定を締結しております。また、今お話をありました他の都道府県の市区町村と協定を結んでいる団体が840団体、48%となっております。



また、東日本大震災を踏まえまして、こういう協定の内容の見直しや、同時に被災する可能性の低い遠隔地の市町村間で応援協定を締結したり、広域応援のネットワーク構築に取り組んでいる例もございまして、また、24年4月1日現在の調査を見ながら、その状況について対応していきたいと思います。

### ○吉川沙織君

防災対策推進検討会議が本年3月7日にまとめた中間報告を元にして、今回、災対法改正案もできているわけですけれども、この中間報告に対するパブリックコメントが今月、6月7日に公表されています。



第49条の2の「他の者の応援を受け」に関していえば、他団体からの支援の受け方等を明記した受援計画を盛り込むべきではないかという、こういうコメントがあって、実際、今回改正案に盛り込まれています。

受援計画というものは、他の者の応援を受けるに当たり必要不可欠なものですから、例えば、東日本大震災では、消防庁の緊急消防援助隊の献身的な救助・救急活動により多くの人命が救助されています。

救援隊は受援計画を 47 都道府県全てにおいてもう策定済みですけれども、例えば、ほかの行政分野についても受援計画は重要になりますが、その策定状況について把握されているかどうか、お伺いします。

#### ○政府参考人(大庭誠司君)

お話をありましたとおり、緊急消防援助隊につきましては、消防庁の要綱によりまして、47都道府県で整備をされております。

他の行政分野につきまして、消防庁として受援計画については統計的に把握しておりません。

昨年 5 月に東日本大震災を踏まえまして通知をする中で、受援計画の検討、整備もお願いをしているところでありますし、また、12 月の防災基本計画の修正に併せて示しました地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会、この報告書の中でも、愛媛県、岐阜県、海老名市などの受援計画の例を示しながら、具体的、実践的な受援計画の策定を自治体に対してはお願いをしているところでございます。

続きの議事録(4/5)は、こちらです。